

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容	削除理由
●削除事業								
		1		中心市街地での健康づくり事業			平坦で歩道が整備された中心市街地の地理的な特徴及びアーケード商店街を利用し、健康づくりのためにウォーキング等の運動の推進に役立てる。 平成29年度に、各地域の特徴を活かしたウォーキングコースをもとにウォーキングマップを作成したところ、3地区において、アーケード商店街を利用したウォーキングコースとなった。天候に左右されることがないアーケード商店街は、毎日継続したウォーキング等の運動に利用しやすいことから、市民に活用してもらえるようホームページ等で周知啓発をしていく。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		2		高松市夜間急病診療所整備事業			高松市夜間急病診療所の移転整備により、感染症対応の診察室の設置、眼科・耳鼻咽喉科の診療科目増設など、診療機能を拡充し、円滑な初期救急医療体制の整備を図る。	事業完了のため
		3		児童家庭相談・子育て相談事業			電話や来所により、専門資格を持つ家庭相談員や子育て相談員が悩みを抱える保護者等の相談に応じ、児童相談所や民生・児童委員等関係機関団体と連携を図り支援を行う。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		4		こども未来館（仮称）整備事業			未来を担う子どもたちが、心豊かに、健やかに育ち、また、子育て中の親たちが、安心して子どもを育むことができる環境を整備する。 子どもたちが限らない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせて、子育て支援や学び・遊び・交流などの機能を持ち、子どもを主体とした子どものための施策・事業を実施し、子どもを中心として幅広い世代の人々が交流できる施設を目指す。	事業完了のため
		5		サンポート高松の利活用			新県立体育館のサンポート高松での建設に向け、県と協議を行い、市民に愛される素晴らしい施設となるよう、市として必要な協力を行う。 本市土地開発公社が保有するサンポート高松A1街区について、新県立体育館の建設用地の一部として無償貸与する。 また、建設が想定される地区内の市道等についても、県と協議を行う中で、必要に応じた整備等を行う。	新規事業として別途提案のため
		6		中心市街地歩行者空間整備事業			サンポート高松と中央商店街の回遊性を高め、中心市街地の更なる活性化を図るため、中心市街地歩行者空間整備計画に基づき、市道西の丸町兵庫町線の整備を行う。 ・電線共同溝整備 ・カラー舗装 ・歩道整備	事業完了のため
		7		拠点居住促進事業			既存ストックの有効利用（空き家やコーポラティブハウス・オフィス、コンバージョンなど）に資する増改築、リフォーム等への工事費の一部を補助する。 また、土地の細分化による建て替え困難な宅地を集約化など技術的な支援を行う。 社会資本整備総合交付金 基幹事業：市街地再整備+効果促進事業：リフォーム補助	新規事業として別途提案のため
		8		高松駅南交通広場整備事業			高松市総合都市交通計画を踏まえ、JR高松駅南側用地を活用して、サンポート高松の交通結節機能の強化を図る。 高松駅南線交通広場の整備 バスパース 5バース 送迎用駐車場 約36台 待合所	事業完了のため
		9		都心地域内の循環バスの導入			中心市街地における回遊性の向上を目指し、主要鉄道駅、中央商店街、商業施設、病院、官公庁などの施設を結ぶ、利便性の高い循環バスの導入。 28年度に取りまとめた運行改善策の計画的、段階的な実施により、利用促進に取り組む。	新規事業として別途提案のため
		10		公共交通利用促進条例（仮称）制定事業			全市域を対象とした、公共交通の利用促進に向けた条例の制定。 市民、交通事業者、行政の役割や責務等を明確に定めることにより、市民の意識改革も求めながら、公共交通の利用促進に努めていく。	事業完了のため
		11		既存住宅関連施策等への補助上乗せ対応			コンパクト・エコシティの推進に関係する既存補助事業に対して、集約拠点での取組に対して、上乗せ補助等の実施により、更なる利用促進を図る。 国土交通省所管の、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」等の住宅関連事業に対する補助に対して、それぞれの事業の適用となった事項に対して、別途上乗せ補助の実施を検討する。	新規事業として別途提案のため
		12		再生可能エネルギーの導入促進			太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの導入を促進する。 設備設置費補助を通じて、太陽光発電や蓄電、太陽熱利用の普及を促進する。 太陽光発電事業者に市有地を貸し出す。 市施設の太陽光発電等の導入を推進する。 下水汚泥消化ガスを有効利用する。（消化槽の加温、空調燃料、発電） 廃棄物焼却の余熱を有効利用する。（給湯、空調、温浴施設、発電） 小規模水力発電を行う。（浅野浄水場）	新規事業として別途提案のため
		13		立地適正化計画（仮称）の策定			平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、これによりコンパクトなまちづくりに向けた法的枠組みが整備された。 この改正で策定できることとなった立地適正化計画については、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を主軸にするものであり、本市が取り組む「多核連携型コンパクト・エコシティ」の理念と一致することから、計画策定に取り組むものである。 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することを目的とする「都市機能誘導区域」や一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする「居住誘導区域」を設定し、それぞれの誘導区域への適切な誘導施策を定めていく。	事業完了のため
		14		自転車等駐車場附置義務制度の拡充			中心市街地の商業地域等においては、自転車等駐車場の附置義務の対象外となっている、事務所や集合住宅について、自転車等駐車場不足が放置自転車や適正な駐輪場利用の障害になっていることから、附置義務対象に追加し、安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出を推進する。 用途区分 延べ面積 基準 事務所 2,000㎡以上 100㎡毎1台以上 共同住宅 又は長屋 20戸以上 1戸毎1台以上 を追加	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		15		屋上・壁面緑化助成事業			平成24年度末に解散した財団法人高松市花と緑の協会から事業を受け継ぎ、平成25年度に高松市緑化事業助成金交付要綱を制定した。平成27年度には対象地域を商業・近隣商業地域に拡大した。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		16		駐車場の料金体系の見直し			駐車場料金については、自動車交通の流入抑制を図りながら、民間の駐車場料金とのバランスなども勘案し、検討を進めていく必要がある。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため

方針	施策	No.	事業区分	事業名	実施区域	着手時期	事業内容	削除理由
		17		鉄道・バスの乗り継ぎ円滑化			主要駅等に駅前広場等を整備し、鉄道とバスなど、公共交通ネットワークの強化を図る。 乗継抵抗の軽減に向け、鉄道とバスに加え、バスとバスの乗り継ぎの円滑化にも、交通事業者と連携しながら取り組んでいく。	新規事業として別途提案のため
		18		パーク・アンド・ライド駐車場の整備・管理事業			駐車需要が見込まれる鉄道駅周辺において、鉄道事業者の協力の下に、民間駐車場の空き区画のソフト的有效活用を図る。 ことでん仏生山駅周辺等へのパークアンドライド駐車場の整備を行い、及び既存駐車場の効率的運営に努める。	新規事業として別途提案のため
		19		公共交通網再編事業			鉄道新駅（交通結節拠点）の整備に合わせ、これらにアクセスする路線の設定や、拠点間の連携強化を主眼としたバス路線の再編に取り組む。	新規事業として別途提案のため
		20		コミュニティバス運行事業			既存のコミュニティバスについても、地元関係者との協議を重ねながら、地域組織が主体となるよう転換していく必要があり、乗合タクシーやデマンド交通等についての情報提供やコミュニティ交通の運行に係る制度の説明など、地域と共に、その維持・導入に向けて取り組んでいく。	新規事業として別途提案のため
		21		公共交通機関利用促進事業			公共交通空白地域の高齢者は、運転免許証の自主返納が難しく、公共交通に対する不満足度が高いことから、重点的に「モビリティ・マネジメント」に取り組む必要がある。	新規事業として別途提案のため
		22		鉄道駅・バス停周辺環境の改善			・土地提供者には、固定資産税分を支援する。 ・土地の交換分合等やミニ駅前広場整備に向けた支援を行う。 ・ことでん、利用者、市等で構成する協議会を結成（法定・任意）し、規模、整備手法等を調整する。	新規事業として別途提案のため
		23		鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備事業			鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備（9駅403台）、啓発強化対策（14駅）その他関連計画に合わせた整備を行い、公共交通の利用を促進する。	別事業と統合のため
		24		空き家バンクの構築			空き家等の所有者と利用者をつなぐ、情報提供サイトを構築するとともに、モデル事業を通じて、民間事業者が実施している事業との差別化を図るための検討を行う。	事業完了のため
		25		高齢者運転免許証返納促進事業			高齢運転者の交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納を促進し、併せて公共交通機関の利用を促進する。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		26		景観計画の策定及び屋外広告物の規制内容の検討			地域の景観特性や都市計画制度の土地利用と運動した一定規模以上の「建築物」・「工作物」・「開発行為」について、マンセル表色系に基づく色彩基準を導入するなど景観法の規定に基づき、良好な景観形成を実施。 高松市屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の規制・誘導を行い、無秩序な屋外広告物を削減し、良好な景観の形成を図る。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		27		学校施設整備事業（空調機設置、耐震化）			全小中学校の普通教室等に空調機を設置する。 学校施設の耐震化を推進する。	事業完了のため
		28		コンパクト・エコシティ周知啓発事業			パンフレット等を活用し、周知啓発を行う。	計画書本編に記載のため
		29		各種施策の情報提供と市民との情報共有			広報たかまつを始め、ケーブルテレビ、ホームページなどを通じて、各事業担当課と連携し、計画に基づく事業の周知・啓発に努め、情報共有を図る。	計画書本編に記載のため
		30		市民農園整備事業の見直し			農地の有効利用や耕作放棄地の解消を目的とした既存の市民農園整備事業実施要領を改正し、介護福祉施設や介護付き高齢者居住施設(いわゆるシニアマンション)等が実施するレクリエーション農園の整備についても補助の対象とする。また、実施するにあたっては、関係課と連携して事業を進める。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため
		31		中心市街地活性化の推進			中心市街地活性化基本計画の認定による規制緩和や国等の支援措置を受け、コンパクト・エコシティ推進に寄与する計画掲載事業の円滑な実施を図る。	新規事業として別途提案のため
		32		香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画 デザインガイドライン（仮称）の策定			当該地域の歴史や地域性に配慮した景観形成、公共交通の結節機能を高める、駅前広場の利便性の向上など、歩行者の回遊性を高めるため、歩道の高質化、統一的な照明・サインの設置を行う。	事業完了のため
		33		中央通りオフィス環境整備事業			中央通りに面した賃貸オフィスビルの面的整備等及び施設改修等事業を行う者に対して支援することで、中心市街地の良好な街並みの形成及びにぎわいの創出を図るとともに、新たなテナント企業の誘致を促進する。 【具体的な内容】 ・バリアフリー化（旧ハートビル法）、ＥＶ、駐車場を駐輪場へ用途変更等 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等と連携した取組を実施	オフィスビルの更新状況やアンケート結果を踏まえると、空室率の改善に資する制度内容となっておらず、新たな枠組みでの取り組みが必要であるため
		34		容積率等の緩和			共同住宅等新築、及びリフォームに際し、１階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として利用するために供給する場合に、２階以上の住宅の容積率を緩和する。	別事業と統合のため
		35		生活道路改良促進事業			居住誘導地域における生活道路の拡幅整備に必要な用地取得単価を上乗せするなど優遇を図り、快適で暮らしやすい居住環境の向上を目指す。	計画改定後の区域区分や考え方に合致しないため